



令和 7 年度 重要事項説明書



社会福祉法人流山中央福祉会
南流山聖華保育園

〒270-0163 千葉県流山市南流山 2-29-4
TEL04-7159-3401 FAX04-7159-3402



【目次】

施設の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1	保育園での薬の取り扱い・・・・・・・・	25
事業者について・・・・・・・・・・・・・	1	保育園での健康管理・・・・・・・・・・	25
保育理念・保育目標・・・・・・・・・・	5	乳幼児突然死症候群（SIDS）・・・	26
保育の特色・・・・・・・・・・・・・・・・	5	治癒証明書/登園許可書について・・・	26
施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	治癒証明書/登園許可書・・・・・・・・	27
職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	緊急時等における対応方法・非災害対策・・・	28
園児定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6	避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
保育時間・使用保育室・・・・・・・・・・	7	緊急連絡表について・・・・・・・・・・	30
オムツ処理代の請求について・・・・	7	お迎え時の園内の駐車について・・・・	31
オムツ処理代徴収の対象園児について・・・	7	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ	32
保育料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	個人情報保護方針・・・・・・・・・・・・・	33
特別保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	9	個人情報開示について・・・・・・・・・・	34
特別講師を招いて・・・・・・・・・・・・・	9	保育園における児童虐待等の報告義務について・・・	35
地域支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	人権尊重・プライバシー保護について・・・	35
年間行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9	保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっ ての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	35
クラス別保育目標・・・・・・・・・・・・・	10	保育園に関する相談・要望・苦情・・・	35
保育園での生活・・・・・・・・・・・・・	10		
土曜保育について・・・・・・・・・・・・・	11		
保育に要する諸費用と納入方法・・・	12		
保育ICT システムアプリ「コドモン」について・・・	13		
保護者の方へのお願い・・・・・・・・・・	14		
門及び玄関の出入りについて・・・・・・・・	15		
登園の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16		
入園の際、準備して頂くもの・・・・	17		
衣類・記名の仕方について・・・・・・・・	18		
各クラスから《乳児クラス》・・・・	19		
各クラスから《幼児クラス》・・・・	20		
おいしい給食の提供・・・・・・・・・・	21		
食品・食材確認書について・・・・・・・・	22		
遠足、土曜日のお弁当について・・・	23		
健康に関することについて・・・・・・・・	24		
予防接種を受けるにあたってのお願い・・・	25		

運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人流山中央福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 南流山聖華保育園

(2) 千葉県流山市南流山2丁目29番4号

(施設の目的)

第2条 南流山聖華保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

2 児童福祉法第6条の3第6項に基づき、地域子育て支援拠点事業として乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

(職員の職種、職務の内容及び員数)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長） 1名

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1名以上

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 13名以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助 1名以上

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 事務職員 1名以上

事務職員は、当園の事務を行う。ただし保育補助と兼任の場合もある。

(6) 栄養士 1名以上

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

2 理事長は、第1項各号に定めたもののほかに必要に応じ、職員を置くことができる。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日は午前7時00分から午後8時00分。

(2) 土曜日は午前7時00分から午後7時00分。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する区市町村が定める利用者負担をその居住する区市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別紙のとおりとする。

3 当園は、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別紙のとおりとする。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として費用を徴収する。金額については、別紙のとおりとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号・ 3号	10人	15人	20人	25人	25人	25人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、市区町村が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市区町村に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市区町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規則は平成22年4月1日から改正施行する。

この規則は平成24年4月1日から改正施行する。

この規則は平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は平成29年4月1日から改正施行する。

この規程は平成30年4月1日から改正施行する。

この規程は令和元年10月1日から改正施行する。

この規程は令和5年4月1日から改正施行する。

この規程は令和7年5月1日から改正施行する。

【保育理念・保育目標】

「養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成する」

子どもの健全な心身の発達を図る4つの柱を基本方針として運営を行っております。

『丈夫な体』 『広い社会性』 『豊かな情操』 『確かな基礎能力』

乳幼児は遊びを通して、心身の様々な能力を発達させていきます。発達の主体は子ども自身です。子どものあるがままを受容し、その気持ちに共感して養護と教育を通して子どもの発達を援助していくことが大切だと考えています。

大切な時期にお子様をお預かりするという責任と自覚を持って、愛情豊かに一人ひとりと向き合い保育をしていきます。

【保育の特色】

「Smile Enjoy Imagine Kind Active」を合言葉に、子どもも先生たちも「笑顔で 楽しく 想像力豊かに 優しい心で 元気に」保育園生活を過ごします。

公園に出掛けたり、朝の園庭でのジョギングや体操を行い、健康な体作りを行います。また、食育や保健カリキュラムなど、本物に触れる・学ぶことを大切にしていきます。子ども達が「また明日も保育園に行きたい！」と思える保育園です。

【職員配置】 ※最低基準数

施設長	1 名
保育士・パート保育士	14 名
嘱託医	1 名
歯科嘱託医	1 名

※給食調理は委託につき、当園栄養士の献立作成に基づき自園で調理しています。

※その他必要に応じて職員を置くことがあります。

【保育料金】

●保育時間の認定は保護者の勤務状況により、市役所で決定されます。

《短時間認定の方》

短時間認定の方が延長保育をご利用されると延長保育料がかかります。短時間認定の保育時間は 8:00～16:00 までとなっております。延長保育は基本ご利用頂けませんが、やむを得ずご利用される場合は延長保育料がかかります。

7:00	8:00	延長保育 16:00	特例保育 19:00	20:00
200 円/30 分	短時間認定の保育時間		200 円/30 分	100 円/10 分

《標準時間認定の方》

保育時間が朝 7:00～8:00、夕方 16:00～20:00 までの方は『保育利用申請書』の提出が必要となります。

7:00	8:00	延長保育 18:00	特例保育 19:00	20:00
標準時間認定の保育時間			100 円/1 時間	100 円/10 分

●緊急での利用

- 急遽、保育預かり可能時間を過ぎての利用の場合、必ず連絡をお願い致します。
当日の朝、または 17 時 30 分までに必ずお電話またはコドモンにてご連絡をお願い致します。
(お時間を過ぎた場合、軽食のご用意が出来なくなる可能性があります。)
- 保育利用申請書の時間を超える利用が複数回あった場合は、お声を掛けさせていただきます。
- 課外授業の為に延長する場合は、延長保育料がかかりますので、ご注意下さい。
- 閉園時間を過ぎてのお迎えは 10 分毎に 1000 円の超過料が発生します。閉園時間内のお迎えをお願い致します。

●お支払い方法

18時～20時までの延長保育 ※平日のみ	- 降園時間を計算し、翌月に引き落としさせていただきます。<u>(後払い方式)</u> 19 時以降は軽食 50 円および 10 分 100 円の保育料を翌月に引き落としさせていただきます。<u>(後払い方式)</u>
月極 1 時間延長保育 ※平日のみ	- 申し込み後、ご利用当月に請求いたします。<u>(前払い方式)</u> - 軽食はご利用回数を降園時間から計算し、翌月に引き落としさせていただきます。<u>(後払い方式)</u>

●保育料無償化に伴う食材料費の徴収について

○食材料費について（3・4・5歳児対象）

主食費、副食費を合わせて月額 6,400 円を引き落とし致します。

○徴収方法について

当月分を月初に引き落とし致します。

【特別保育事業】

延長保育	※別料金となります。（P7,8 参照） ※短時間保育の方は、定められた保育時間外は料金が発生します。
発達支援児保育	巡回指導など市の関連機関と連携しながら、一人ひとり寄り添った保育を実施します。

【特別講師を招いて】

○体育指導
（3歳児～）

…体を動かす楽しさ、運動する意欲を育て基礎体力をつけます。
ルールや決まりを守る大切さを学び、チームワークを養います。



○英語
（2歳児～）

…小学校での英語の授業に向けて「英語＝楽しい」をモットーに、
歌やゲームを楽しみながら学びます。

○和太鼓
（4歳児～）

…日本の心を学びます。みんなで太鼓を打ち、一つになり演奏します。
日本の音を体にきざみます。4歳児クラスから行います。夏祭りなど年に数回披露しています。



【地域支援】

一時預かり保育	※別料金になります。（事前登録が必要です） 1歳児～就学前まで利用可 月～土 7時～19時まで 予約は、インターネットで8週間前より予約できます。 （※アレルギー児はお弁当・おやつ持参となります。）
子育て支援	子育てをする家庭を対象に、育児に関する不安や悩みの相談・子育てサークルの支援育成などニーズに応じて地域・家庭と一緒にあって共に子育てすることを目的としています。 ◎発育測定 ◎園庭開放 ◎フロア開放 ◎公園支援 ◎育児相談 ◎電話相談 ◎子育てに関する情報の提供 ◎関係機関との連携 等

【年間行事】

月	保育園行事	月	保育園行事
4月	☆入園式（新入園児）	10月	☆3～5歳児 運動会 ☆0～2歳児 保育参観 ハロウィン
5月	こいのぼり会	11月	七五三
6月	☆保育参観・懇談会 プール開き	12月	クリスマス会
7月	七夕 夏祭り	1月	☆発表会（3・4・5歳） お正月遊び

8月	5歳お楽しみ会 プール終い	2月	節分会
9月		3月	ひな祭り会 お楽しみ遠足 ☆卒園式
<その他の行事> ☆個人面談 ☆保育参観 ☆内科検診、歯科検診 <毎月の定例行事> ・誕生日会 ・避難訓練 ・身体測定 ※各クラスでの実施となります。 <随 時> ・体育指導 ・英語 ・和太鼓 ・クッキング			

※年度により、予定が変更になる場合があります。☆印は保護者参加の行事です。

※詳細の日程はコドモンのカレンダーをご確認下さい。毎月月末に次月の最新の予定を更新致します。

【保育園での生活】

時 間	《一日の流れ》		
	0歳児	1・2歳児	3・4・5歳児
7:00～ 9:00	随時登園、視診 自由遊び	随時登園、視診 自由遊び	随時登園、視診 自由遊び
9:30 9:45	おやつ あそび	おやつ あそび	朝の会 活動
10:00 10:30～45	離乳食 給食	給食	給食
11:00 11:30 12:00 12:30 13:00	午睡	午睡	午睡
14:45 15:00 16:00	順次目覚め 離乳食・おやつ 随時降園	順次目覚め おやつ 随時降園	目覚め おやつ 帰りの会 随時降園
18:00 19:00 20:00	延長保育（有料） 補食 （有料）	延長保育（有料） 補食 （有料）	延長保育（有料） 補食 （有料）

※個々や時期により、時間の変更があります

●登園時間について

毎日9時までの登園をお願い致します。また、病院等での遅刻での登園の場合、乳児クラス（0・1・2歳児）は11時まで、幼児クラス（3・4・5歳児）は11時半までの登園をお願い致します。時間を過ぎた場合は、昼食を済ませてからのお預かりになりますのでご了承ください。



【土曜保育について】

◎申請方法

・土曜保育は、ご両親共に就労、疾病、介護等の理由により、保育が必要な園児が利用する事が出来ます。

・「保育利用申請書」の提出により、利用する事が出来ます。

・臨時で土曜保育を利用される場合は、「土曜臨時保育申請書」を利用日の3日前までにご提出下さい。

※土曜はお給食の提供はありません。乳児の朝のおやつ、15時のおやつやお茶は提供致しません。

【保育に要する諸費用と納入方法】

＜通常保育＞

通常の保育料は流山市の規則で定める金額を流山市にお支払い頂きます。金融機関引き落としの手続きをして下さい。延長保育料、主食・副食費（幼児）は当園が定める金額を当園にお支払い頂きます。

＜実費をご負担頂くもの＞

※価格は税込み表記となります。

令和7年度4月以降

保育用品

		ひよこ	りす	うさぎ	くま	きりん	ぞう	価格 (円)	備考
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
		※各年齢の○印が必要なものとなります							
用品	防災頭巾			○				2,530	
	はさみ				○			570	
	のり				○			240	
	クレヨン				○			820	
	ピアノカ吹き口						○	440	
	なわとび				○			580	
	月間絵本（5歳のみ）						○	470程	毎月
制服	制服・制帽のサイズ S・M・L・LL / 体操服のサイズ 100・110・120・130								
	名札	○						154	
	カラー帽子	○						1,188	
	園リュック				○			4,455	
	制服（冬）							5,830	
	制帽（冬）							1,727	
	制服（夏）							4,312	
	制帽（夏）							2,211	
	体操服（半袖）							2,860	
	体操服（半ズボン）				○			2,310	
その他	主食・副食費				○			6,400	毎月
	布団乾燥代	○						297	毎月
	口座振替手数料 (きょうだいで同じ口座の場合は1人分のみ)	○						96	毎月
	ワーク代				○			420～640	
	オムツ処理代	○		※該当者のみ	※該当者のみ			400	毎月 オムツ完了まで

	色鉛筆						○	1,210	希望者
	体操服（長袖）					○		4,510	希望者
	長袖（長ズボン）					○		3,850	希望者
	自由画帳					○		360	希望者
	アルバム代						○	5,000～ 6,000	

●業者の価格改定により、価格が変更になる可能性もあります。

●制服・制帽・園カバン・体操着・カラー帽・ピアニカ吹き口は個別で再購入される場合、振込手数料は保護者負担になります。

【保育 ICT システムアプリ「コドモン」について】

システムにより保護者からの連絡や園からのお知らせを確認、料金の引き落としを行います。
保護者様にコドモンのアプリのご登録をお願い致します。登録方法は、別紙「保護者用スマートフォンアプリのご案内」に従ってお願い致します。

登録は、入園日までをお願い致します。資料室に入園のしおりが入っております。ご覧ください。

《コドモンアプリの使い方》

【保護者からの連絡】

○登降園の管理

登園時間、降園時間は必ず全員タブレットをタッチしてください

※タブレット端末の操作は必ず大人が行ってください

○連絡

・連絡帳 ・遅刻欠席 ・お迎え

※私用でお休みされる場合は「都合欠」を選択し、「備考」に理由を入力して下さい。

※以上 3 点は毎朝9時までに送信してください

○その他

お迎えの変更やその他伝えたいことがある場合はこちらの機能をお使いください

【園からの連絡】

・連絡帳

0 歳児から 2 歳児の連絡帳の内容が配信されてきます。

（3 歳のお誕生日月まで）

・一日の様子

アプリの「お知らせ」にその日のクラスの様子がタテ方届きます。

・行事の予定

「カレンダー」を開くと予定が表示されます。

前の月の月末に最新の情報を載せますので、ご確認ください。

・身体測定記録

「その他」 → 「成長記録」 測定日はカレンダーでご確認ください。

・手紙の配信

園だより、クラスだより、献立表、保健だより、給食だよりなどのおたよりが PDF データで資料室にてご覧いただけます。

・行事新聞の配信

行事新聞を PDF データでご覧いただけます。もちろんスマホに保存もできます！

(写真データではないので、写真フォルダではなくファイルなどに保存されます)

- ・アンケート 行事の出欠やアンケートが送られてきます。保護者はアプリで簡単にご回答いただけます。ご兄弟で登録されている方は、一人ずつ返答が必要な為、アイコンのお名前をご確認下さい。

【集金に関して】

主食・副食費、延長保育料、その他の集金は全て口座振替となります。

【保護者の方へのお願い】

●登降園について

○保育園の駐車場はスペースが限られています。時間によっては大変混み合いますので、時間に余裕を持って登園して下さい。またお仕度はスムーズに行って頂くよう、ご協力下さい。

(『駐車場のお願い』参照) 付近での路上駐車は絶対におやめ下さい。

駐車場では必ずエンジンを切して下さい。

○自転車は送迎のみ駐輪スペースをご利用下さい。ベビーカーは所定の場所に置いて下さい。

(雨よけのカバーや盗難防止のチェーン等は各自ご用意下さい)

○登降園時はお子様から目を離さないようお願いします。また受け入れの際は、保育士にしっかり受け渡しをして下さい。

○連絡帳に入力したお迎え時間・お迎えの方の変更がありましたら、必ず保育園までお知らせください。確認が取れない場合は防犯上、引き渡し出来ません。その場で連絡を取ってもらうこととなりますので、必ず連絡をお願い致します。

※安全の為、初めて送迎に来られる方は身分証明が必要になります。(原則 18 歳以上)

●お休み連絡について

○朝9時までに、コドモンまたは電話にて連絡をお願い致します。

※お休みする理由、現在の症状、受診の有無、受診している場合は受診先と病名をお知らせ下さい。

○感染症と診断された場合は、治癒証明書・登園許可書(P27)が必要になります。又、園での感染拡大防止対応が必要になりますので、感染症と診断された時点で、早急にご連絡下さい。

●登降園の確認について

○毎日登園時と降園時に送迎者が入口のタブレットをタッチして下さい。

○タブレットの操作は機械の故障に繋がる為、必ず保護者の方が行って下さい。

○打刻忘れをした場合は、こちらで修正しますので、必ず近くにいる職員にお声掛け下さい。

●保育園からのお知らせ

○入口付近のお知らせボード、感染症情報をご覧下さい。

○園だより、クラスだより、献立表は月末、その他行事等のお知らせは随時、コドモンより配信させていただきます。内容をご確認下さい。

●日頃の健康管理について

○早寝早起きの習慣をつけましょう。



○生活リズムを整え、出来るだけ排便を済ませてから、登園する様にして下さい。

○朝食は、ゆっくりと十分摂る様にして下さい。

○登園前に毎朝の健康観察をお願いします。

37.5度以上の発熱、咳、鼻水、倦怠感などが見られる場合は、お休みして頂きます。

また同居するご家族の方が上記症状の場合も同様に登園をお控え下さい。

○どんな些細な事でも、いつもと違う様子が有りましたら、保育士にお伝えください。

○夏期は水遊びを行います。通院している病気や耳・鼻・目・皮膚の病気など有りましたら、水遊びが始まる前に、治療をお願いします。水遊びが可能か主治医と相談して下さい。

【入園の際、準備して頂くもの】

	持ち物	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	参照	備考
入園時に提出して頂く書類	重要事項説明書同意書	○					} コドモンにて確認
	個人情報開示同意書	○					
	スポーツ振興センター同意書	○					
	健康状態確認票	○					
	緊急連絡表	○					
	保育利用申請書	○					8：00～16：00 以外の時間帯を利用する方は要提出 資料室にあります
	家庭状況・健康の状況	○					
進級試験時提出する書類	健康状態確認票	○					
	緊急連絡表	○					
	保育利用申請書	○					
毎日持ちこるもの	制服・制帽	×			○		指定の物を購入
	通園用リュック	×	△後半から		○	P.20 図 3	指定の物を購入
	食事用エプロン	3枚			×		サブスク加入の場合不要 時期により枚数が異なります
	コップ・コップ袋	○					プラスチック製 取っ手のあるもの
	食事用口拭きタオル	3枚			×		サブスク加入の場合不要 時期により枚数が異なります
	手提げ付きビニール袋	1枚					
	着替え袋	×	×	○	○	P.20 図 4	中身は肌着、洋服上下 1 枚ずつ
	水筒(紐付き)	×			○	P.18 図 2	午前に飲む分のみ・中身は水かお茶
	オムツ	8枚位		5枚位	必要に応じて		サブスク加入の場合不要 その都度補充する
常時持ちこるもの	おしり拭き	2 個			必要に応じて	P.19 参照	サブスク加入の場合は不要 オムツが外れた児は、必要ありません。
	キッチンポリ袋※箱タイプ	1 束			必要に応じて	P.19 参照 1～3 枚	0～2 歳サブスク加入の場合は不要
	防災頭巾	園で用意			○		
	着替え	3セット			1～3枚		
	※避難用靴（靴下）	○	×				歩行が完了するまで
	三角巾・エプロン	×			○4 歳から		
その他	布団セット	△カバー パット・タオルケット			○	P.18 図 1	掛け・敷布団・シーツ・防水敷パッド 冬場はひざ掛けくらいの大きさ
	カラー帽子	○					
	※上履き・上履き袋	×	○				
	絵本袋	×			5 歳のみ		

図 1



《シート・掛け布団》

分かりやすく記名をお願いします。シートは綿製のボックスシートタイプをご用意下さい。シート左上にゼッケンを付けて下さい。枕の使用は出来ません。掛け布団は季節に合わせてご用意下さい。

※0.1 歳は園指定の布団を貸出します。

布団のサイズは縦120cm、横72cm、厚み3cm程となります。

※2歳児以上は各ご家庭より子ども用の布団をご用意下さい。

図 2



《水筒》※幼児のみ

- ・ 午前に飲む分の水分を入れて下さい（お茶または水）
- ・ ひも付きの水筒をご用意下さい。
- ・ ストロータイプはご遠慮下さい。

【衣類・記名の仕方について】

多くのお友達と過ごす保育園では、名前の記入がとても大切になります。すぐにわかるように写真を参考に名前の記入をお願いします。また、名前が消えてきてしまった場合は、再度書いて下さい。

【サブスクの導入】

おむつ・おしりふき・エプロン・くち拭きの手ぶら登園を導入しています。

申し込みは保護者の方自身でお願い致します。別紙でお申し込みください。

【おむつ代処理代】

使用済みのおむつを保護者の方が持ち帰る負担や衛生面などを考え、園で処分させて頂いております。

おむつ利用のお子さまのみ「おむつ処理代」として毎月 400 円を徴収させていただきます。

- ・ ひと月に 1 枚以上おむつを利用し園で処分した場合
- ・ 登園時に自宅からおむつをはいてきた場合

注）感染予防のため、持ち帰りを禁止にさせていただきます。

＊おむつが完全にはずれ、登降園やロッカーのストックにもおむつを持ち込まなくなった翌月から「おむつ処理代」の徴収を終了とさせていただきます。

【おいしい給食の提供】



●給食について

○完全給食を実施しています。(米飯、主菜、副菜、汁物、手作りおやつ)

○家庭ではなかなか出来ないプラスひと手間を加えた美味しい給食提供をしています。

○献立は、月末に配信しています。(離乳食、乳児食 1～2 才児、幼児食 3～5 才児)

季節に合わせたメニューや行事食を取り入れ、和洋中のバラエティにとんだ献立を作成しています。

○その日の給食サンプルは、事務所に掲示しています。

●離乳食

○初期食、中期食、後期食に分けて個々の発育状況に合わせた調理をしています。

○離乳食は将来の食生活の土台作りです。保護者の方と相談しながら進めていきます。

※お配りした「離乳食進行表」を参考に進めて下さい。尚、移行の際はクラス担任までお声掛け下さい。

○食材の味を大切にしながら調理していきます。

●アレルギー

○原則は除去食です。

○園指定の「保育所生活管理指導表」、が必要となります。有効期限は最長 1 年です。

○除去内容が複雑な場合、症状が重篤な場合はお弁当をお願いすることもあります。

●食育

○旬の食材を取り入れて、年齢に合わせた食育活動を行っています。

○栄養士と相談し、調理器具を用いたクッキングを行っています。(主に幼児クラス)

●その他

○調理室・玄関前にメニューや給食だより等、随時発信しています。

【食品・食材確認書について】

食物アレルギー児が年々増えてきており、アレルギーを発症する食材は個人により様々です。園では色々な食材を使用しており、園ではじめて食べた食品によりアレルギーが発症したということがないように食品・食材確認書を使用させていただきます。ご家庭でのご協力をお願い致します。

使い方

- *食品・食材確認書に記載されている食材は年間を通して使用する食材です。使用する食材は毎月の献立表に記載されています。合わせて確認をしていただき、給食で提供される前にご家庭で、前もって食べさせて下さい。
- *毎年使用する食材が変わる可能性や再度確認も含め、年度ごとに食品・食材確認書を配信致します。

食品・食材確認書

保育園では下記の食品・食材を使用します。毎月お配りする献立表と合わせてご確認をお願い致します。
保育園で食物アレルギー症状が出てしまうことを防ぐため、保育園で初めて食べる食品がないよう協力を願います。
(初めての食材は、必ず2回は食べて下さい)

<保育園で主に使う食品・食材一覧>

穀類	米(上新粉・米粉) もち米(白玉粉) パン うどん そうめん 中華麺 スパゲティ マカロニ ビーフン 麩 押麦 皮(餃子、春巻き、ワンタン) 小麦粉 オートミール コーンフレーク パイシート
いも類 片栗粉	じゃが芋 さつまいも 里芋 長芋 山芋 こんにゃく しらたき 片栗粉
豆類	あずき グリンピース そら豆 枝豆 大豆 ひよこ豆 ささげ豆 緑豆春雨 いんげん豆
大豆加工品	豆腐 高野豆腐 おから 豆乳 油揚げ きな粉 厚揚げ 納豆
種実類	ごま 栗 ココア
野菜類	胡瓜 人参 玉葱 大根 かぶ なす トマト とうもろこし(ヤングコーン) もやし 南瓜 冬瓜 パプリカ ピーマン ブロッコリー カリフラワー アスパラガス オクラ いんげん さやえんどう 長葱 葉ねぎ には 連根 ごぼう 筍 にんにく 生姜 きゃべつ 白菜 チンゲン菜 ほうれん草 小松菜 水菜 モロヘイヤ 菜の花 みつば つるむらさき 大葉 ズッキーニ バセリ ゴーヤ セロリ 干びょう
果実類	バナナ りんご なし 柿 いちご メロン すいか オレンジ グレープフルーツ 美生柑 あまなつ はっさく いよかん みかん デコポン もも パイナップル マンゴー ブルーベリー ブルーン レモン ゆず レーズン 梅
きのこ類	えのき しいたけ しめじ まいたけ エリンギ マッシュルーム なめこ きくらげ
海藻類	わかめ のり ひじき 寒天 もずく 昆布 海藻ミックス
魚介類	かれい 鮭 あじ さわら たら いわし(じゃこ、煮干) ほっけ ホキ 金目鯛 赤魚 かじき さんま かつお(節) さば ぶり ツナ 桜えび
練製品	はんぺん なると ちくわ さつまあげ かまぼこ かにかま ちくわぶ 魚肉ソーセージ
肉類	鶏肉 豚肉 レバー
肉加工品	ハム ベーコン ソーセージ ゼラチン
卵類	鶏卵 マヨネーズ
牛乳 乳製品	牛乳 生クリーム ヨーグルト チーズ スキムミルク バター マーガリン 乳酸菌飲料
調味料等	醤油 砂糖(三温糖) 黒糖 みりん 酢 塩 料理酒 みそ 鶏がらだし 中華だし コンソメ ほんだし ケチャップ ソース オイスターソース マヨドレ ごま油 サラダ油 オリーブオイル カレー粉(ターメリック) ナツメグ サフラン 粉糖 抹茶 シナモン バニラエッセンス ベーキングパウダー ドライイースト ゆかり こしょう
その他	麦茶 ジャム(イチゴ・ブルーベリー・マーマレード・リンゴ等) ジュース(リンゴ・オレンジ・ブドウ・ピーチ等) はちみつ メーブルシロップ 黒みつ
市販の菓子類	クッキー・ビスケット類 クラッカー せんべい ゼリー プリン ケーキ パイ チョコレート マシュマロ フルーチェ

- *上記以外の食品・食材も献立に使用することがあります
- *市販お菓子などの製造ラインで、アレルギー物質を使用しているものがあります。

冷蔵庫等、目につく場所に貼っておくと見やすいです。
資料室にも入っています。



(福)流山中央福祉会



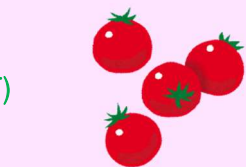
【遠足、土曜日のお弁当についてのお願い】

保育園給食では、行政の方針にならない厚生労働省の作成したガイドラインに従って、以下の「誤嚥に繋がりやすい食材」の使用を避けることで、誤嚥の発生防止に

取り組んでいます。また、遠足や土曜日のお弁当につきましても、安心してお子さんを預けられるように、お家の方にも同様のご配慮をお願いします。

【誤嚥・窒息の危険が高いため、 禁止している食材】

- *プチトマト
- *ナッツ類
- *枝豆(※刻んであれば可)
- *乾燥大豆
- *うずらの卵
- *餅、白玉団子
- *イカ、タコ
- *あめ類、ラムネ
- *個包装の球形チーズ
- *ぶどう、さくらんぼ、
- *ひとくち大のカップゼリー
- *こんにゃくゼリー
- *0～2 歳児は生のりんご・梨・柿



【アレルギーが強いため、 禁止している食材】

- *ピーナッツ
- *キウイ
- *そば

【その他】

- *ピック、つまようじ等は先端がとがっていて危険なため、禁止しています。



【特に 0.1.2 歳児は避けた方が 良い食材】

- *えび、貝類(かたくて噛みきれないことが多い)
- *焼きのり(園では代わりに刻みのりを使用)

改めて「誤嚥に繋がりやすい食材」への理解を深めて頂き、
お子さんを誤嚥・窒息の危険から守るために、ご協力をお願い致します。



※お弁当に入っていた場合はお子様が食べないようにいたしますのでご了承ください。



【健康に関することについて】

●病気になったとき

○保育園で発熱、嘔吐、下痢、腹痛などお子さんの具合が悪くなった時は、状況によってはお迎えを依頼する場合がありますので、宜しくお願い致します。原則として、37.5℃以上の発熱がある場合、下痢や嘔吐に関しては、発熱がなくてもお迎えをお願いしています。他、発熱がなくても、食欲が無い、保育に参加出来ない等、お子さんが普段の様子と違う場合にもお迎えをお願いする場合があります。

○発熱、嘔吐、下痢、発疹、その他異常があり、登園をする場合は朝、必ず担任保育士にその旨をお伝え下さい。
(体調があまり良くない時は、無理をさせずに早めに休養させて下さい。)

※熱は、朝には下がります。夕方から夜にかけて熱が無く、元気である事を確認してからの登園をお願い致します。

※嘔吐・下痢の流行がある時期は1度でも嘔吐・下痢がある場合、お迎えを依頼します。

又、最終症状後24時間何も無い事を確認してからの登園をお願い致します。

※園内での嘔吐、排便、血液、排尿は感染症予防の観点から洗濯が出来ません。そのままの状態を持ち帰って頂きます。又、他の園児の持ち物にかかってしまった際も感染拡大防止の為、発症したご家庭でまとめてお持ち帰り頂き、お洗濯して頂くことになります。

○他園での感染流行状況により、少しでも感染症が疑われる場合は、お迎えの依頼をさせていただきます。その際は受診し、登園しても大丈夫な事を医師に確認して頂きます様、お願い致します。

○感染症と診断された場合は、早急にご連絡下さい。治癒証明書・登園許可書を提出して頂かないと、登園出来ません

●怪我をしたとき

○怪我によって医師の治療が必要と判断した場合は、保護者に連絡をした上で病院を受診します。

○救急車を要請や緊急受診が必要と園で判断した場合は、保護者の連絡が取れなくても対応をさせていただきます。園での判断に、ご理解頂きます様お願い致します。

●緊急連絡表について

○保育中に病気や怪我などで緊急に連絡しなければならない時がありますので、常時連絡がとれ、距離的にお迎えに来られる方を記載して下さい。連絡先、勤務先、その他、家庭の状況など変わる場合は早急にお知らせください。

●健康状態の確認について

○入園、進級時に「健康状態確認表」を提出して頂きます。保育で配慮や注意が必要なお子さん(例：アレルギー除去等)は、園までお伝えください。

●虫よけ対策について

○保育園では各部屋では電気式置型虫除けを使用、室外ではつりさげ式虫よけ・蚊の発生原因となる水たまりを少なくする等の対策をしています。虫除け剤(スプレーやシート)には、ディートという注意が必要な薬剤が含まれています。虫除けシートや虫除けリングなどにディートは含まれていませんが、複数のお子さんが装着することにより、喘息の発作が誘発されたり気分が悪くなってしまうことがあります。そのようなことを踏まえ、シートやリングの装着についてはご遠慮くださるようお願い致します。どうしても刺されやすく、刺されるとひどくなってしまうお子さんはご相談下さい。

●手足の爪について

○子どもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。そのため、1週間に1回は爪を切るようにして下さい。＊爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。

- ・細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。
- ・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してしまうことがあります。
- ・友達とぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、子どもの爪は鋭利なためかなりの傷になります。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。

【予防接種を受けるにあたってのお願い】

保育園在園中に、予防接種を受ける機会が多いと思いますが、その際、お願いがあります。

予防接種後は、発熱や発疹などの副反応の出現が考えられます。特に、風疹・麻疹・水痘などの生ワクチンは、毒性を弱めた微生物やウイルスを注射することによって、免疫を獲得し、病気を予防するものなので、副反応が出やすくなります。

○予防接種後は、保育園に登園されると安静を保ちにくく、副反応が出やすくなる恐れがあります。
接種する際は、早めのお迎え後、または、保育園を欠席して受診していただくようご協力をお願いします。

【保育園での薬の取り扱い】

保育園は健康な子どもを保育するのが前提ですので、薬は原則としてお預かりしていません。

健康に支障が見られる時は早めに受診をして下さい。薬の服用が必要なほど体調が悪い時はご家庭で静養に。

なお、慢性疾患でやむを得ない場合のみ、相談の上、お預かりする場合もあります。

病院にかかったら・・・

●保育園の集団生活に戻っても良いか？ご確認ください。

●保育園に通っている事と在園時間を伝え、原則として保育園では薬の使用が出来ない事をお伝え下さい。

※ホクナリンテープ（気管支拡張剤）は、はがれやすい為使用している際は必ず職員へお声掛けください。剥がれた場合は誤飲に繋がりますので処分させていただきます。



【保育園での健康管理】

保育園では嘱託医と連携しながら園児の管理をしています。

	対 象	実 施	備 考
内科検診	0～5歳児	年2回	☆必須
歯科検診	0～5歳児	年2回	
身体測定	0～5歳児	月1回	

☆内科検診は、国の規定により年2回受診となっていますので、欠席した場合は、後日園医に直接行って頂いています。

【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

乳幼児突然死症候群（SIDS）という言葉は、ご存知でしょうか？

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆もないままに、主に1歳未満の健康にみえた乳児に、突然死をもたらす疾患です。全国の保育園で、悲しい事に毎年起こってしまいます。

当園では、0歳児から5歳児まで、時間を細かく決め、一人ひとりが午睡中に息をしているか目視および手で息を感じる等を行い、観察を記録に残し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に備えています。当園でも、より安全に子どもたちをお預かりする事を目的とし、下記のように方針を決めました。

- 1、SIDSが起こりやすいと言われるうつぶせ寝を禁止する
※へそが下を向く状態をうつ伏せとする。子どもがうつ伏せになったら、仰向けに戻し寝かしつける
- 2、呼吸チェック表を用いて、子ども全員の呼吸チェックを決められた時間で行う
（呼吸チェックは、目視および手で息を感じる・胸に手を当てて確認を行う）
- 3、シーツは綿製のもので、ボックスシーツタイプ（タオルシーツは禁止）
（タオルシーツはSIDSがより起こりやすくなるという実験結果有）
- 4、掛け布団等で顔にかかっている状態にする
- 5、午睡中に子どもの表情がわかるよう明るさを調整する（カーテンの開閉等）
- 6、0歳児・1歳児は硬めの素材の布団を園でご用意します。
（2歳児以降は個人布団をご用意下さい）

【治癒証明書・登園許可書の取扱いについて】

保育園は小さいお友だちもいる為、特に感染拡大に注意を払う必要があります。

その為、保育園における学校感染症については、医師の判断により、治癒証明書または登園許可書の提出をして頂いています。提出がない場合は、保育園への登園が出来ません。

お子さんの登園時に、職員までご提出下さい。

◎ 1～11までの病気⇒医師が記入した治癒証明書が必要

◎ 12～18までの病気⇒医師からの登園許可がおりた後、保護者の記入が必要

となります。許可書はA4サイズのまま、切り離さずに提出して下さい。

なお、許可書はコピーしてご使用下さい。

また感染症にかかった場合は、速やかに園までご報告下さい。

保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

資料室にも入っています。印刷して使用して下さい。

治癒証明書

●医師が記入した治癒証明書が必要な感染症

○印	病名	登園停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが消失するまで
5	インフルエンザ	発症後5日、及び解熱後3日を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること （抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は、医師の判断が出るまで指示に従う）
7	結核	感染のおそれなくなるまで
8	咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消失した後、2日を経過するまで
9	流行性結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失してから
10	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157・O26・O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌剤による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便でいずれも菌陰性が確認されたもの
11	帯状疱疹	すべての発疹が、かさぶたになるまで

南流山聖華保育園 園長 様

園児名

月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

印 又はサイン

登園許可書

インフルエンザ・コロナは別紙の経過報告書の提出になります

●医師の登園許可が出た上で、保護者が記入した登園許可書が必要な感染症

○印	病名	登園のめやす
12	手足口病	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事が出来、全身状態が良好
13	溶連菌感染症	治療開始後24時間が経過し、全身状態が良好
14	感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウィルス）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が出来、全身状態が良好
15	ヘルパンギーナ	発熱・重症の口内炎がなく、普段の食事が出来、全身状態が良好
16	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良好
17	RSウィルス	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良好

南流山聖華保育園 園長 様

園児名

受診した病院・医院名

通院した期間 月 日 ～ 月 日

登園を許可された日 月 日

令和 年 月 日

保護者名

印 又はサイン

※注意 : 以下の感染症については、全身状態が良好であれば登園は可能ですが、医師の診断を受けてから登園して下さい。

伝染性膿痂疹（とびひ）	ガーゼ等で覆い登園。覆えない場合は登園不可
伝染性軟属腫（水いぼ）	ガーゼ等で覆い登園。
突発性発疹	解熱し、感染の恐れがないと認められてから
頭じらみ	医師の指示に従い、駆除を行う
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好

【緊急時等における対応方法・非常災害対策】

●保育園の安全対策・危機管理

○通園門、玄関は、常にオートロックで施錠しています。

○暗証番号はコドモンにてお伝えしますので適切な管理をお願いします。開錠は必ず緊急連絡票に記入した主な送迎者の方が行うようにお願いします。お子さんには番号を教えず、操作をさせないでください。

（暗証番号は安全管理上、年度の途中に変更させて頂くことがあります。）

○登降園の際には事故防止のため、必ずお子さんと一緒に出入りされるようお願いします。

○扉は最後まで確実に閉まるのをご確認ください。

●非常災害対策

○防火・防災管理者（園長）を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、最低月1回の訓練を実施致します。

○不審者対応の職員訓練も実施します。（火災・地震・津波・不審者対応・救命救急対応・通報訓練 等）

○地震発生時は、基本的に園舎内にいます。

○津波が想定される場合は南流山第二小学校の3階以上に避難します。

○やむを得ず園外に避難する場合は、門に掲示します。

○災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食の備蓄をしています。

○園舎の火災発生の場合は、近隣の公立保育園や近隣施設に避難する場合があります。

○災害時等の園児の状況は緊急時一斉メールにてお知らせします。

＊上記のテスト配信をすることもあります。

防火管理者	園長 渡部 美智	
消防計画届出年月日	流山消防署 平成 26 年 5 月 30 日	
避難訓練	火災を想定した訓練を月 1 回実施 地震、不審者侵入を想定した訓練を月 1 回実施	
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯	
避難場所	第一次避難場所	保育園内
	第二次避難場所	南流山第二小学校
	第三次避難場所	南流山小学校

●災害時及び警戒宣言発令時

○警戒宣言発令時の保育

（１）保育開始前に発令があった場合・・・・・・・・臨時休園

（２）保育開始後に発令があった場合・・・・・・・・保育中止

【日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ】

「災害共済給付制度」は、保育所の管理下（保育園での保育中及び登降園時）で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度です。

（日本スポーツ振興センターのホームページ <http://www.naash.go.jp/kyosai/index.html>）

○加入の手続き

日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けるには、保育所の設置者（流山市）が保護者の同意を得て、センターとの間に契約を結ぶ必要があります。

○加入の申し込み

加入に同意いただける場合は、同意書に記入のうえ、保育園に提出願います。

○共済掛金の額

一般児童は年額 375 円、要保護児童は年額 65 円です。掛金は全額流山市が負担します。

○給付の範囲

保育園の管理下で発生した園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）については、給付の対象になります。その主なものは下記のとおりです。

- ・保育園で保育を受けているとき
- ・園外保育を受けているとき
- ・通常の経路方法により通園しているとき

○給付の金額

- ・医療費—医療保険並の療養に要する費用の 4 割が支給されます。（流山市子ども医療費助成等を受けた場合は 1 割のみ支給）
初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 500 点以上の場合が給付の対象となります。保険外診療は、支給対象となりません。
- ・障害見舞金—障害の程度に応じて、3,770 万円（第 1 級）から 82 万円（第 14 級）が給付されます。
（通園中の場合は、1,885 万円から 41 万円になります）
- ・死亡見舞金—2,800 万円が給付されます。
（運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,400 万円になります）

○その他

- ・同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ・給付の内容に改正があった場合は、改正後の既定によります。
- ・災害共済給付の決定に不服がある場合は、このことを知った日の翌日から 60 日以内に文書又は口頭で不服審査請求をすることができます。（請求先：独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・スポーツ振興センターへの申請の際に、受診した病院により書類作成料がかかることがあります。

【個人情報保護方針】

社会福祉法人流山中央福祉会 南流山聖華保育園（以下「保育園」という）は、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）および関連法令等を遵守し、必要な体制整備を行い、以下の方針により保護者様等の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1 個人情報の取得・利用目的

- (1) 保育園では、つぎの目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。
 - ア 当該事業者が保護者や受託児童等に提供する保育サービス
産休明け保育・延長保育等
 - イ 施設の管理運営業務
入退所等の管理
費用の請求及び収受に関する事務（実費徴収金）
会計・経理事務
 - ウ 保育園が保護者の依頼を受けて行う、市町村への保育園入所申込書の提出。
 - エ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の児童相談所への通告
 - オ 要保護児童を発見した場合の児童相談所への通告
- (2) 個人情報は上記(1)の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記(1)の利用目的以外に利用する場合は、改めてご本人の同意をいただきます。
- (3) 書面やインターネット等の情報ネットワークで保護者様等のご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。

2 個人データの保管・利用について

- (1) 保育園では、個人情報保護管理者を定め、個人データの漏えい、滅失又は棄損の防止、その他安全管理のために個人データへのアクセス管理、個人データの持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じています。
- (2) 職員等が個人データを取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 保育園の委託を受けて個人データを取り扱う業務委託先においても、個人データ安全管理が図れるよう適切な監督を行います。
- (4) 以下の場合を除き、個人データについて第三者への提供を行いません。
 - ア ご本人の同意がある場合
 - イ 法令に基づく場合
 - ウ 人の命、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であっても、ご本人の同意を得られることが困難な場合
 - エ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - オ 国の機関若しくは地方公共団体等の事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - カ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- 3 保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めへの対応について
他の法令に違反することとなる場合等の特別な事情がある場合を除き、ご本人から保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めについて対応します。
- 4 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ
個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記の窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社会福祉法人流山中央福祉会 南流山聖華保育園

〒270-0163 千葉県流山市南流山2-29-4

TEL 04-7159-3401

FAX 04-7159-3402

【個人情報開示について】

① 保育園内での掲示について

園内では下記の通り、写真等を利用しながら、日々子どもたちの様子を保護者の皆様にお伝えしております。子ども達も行事新聞や作品とお名前などを展示するととても嬉しそうです。また、五感を使い目や耳で数字やひらがなを覚えることも大切だと考えています。

- アプリ配信 園だより クラスだより 行事新聞 等
- 展示物 作品とお名前 行事新聞
- 実用品 下駄箱 ロッカー 上着かけ 汚れ物かけ 等

② ホームページ・YouTube・インスタグラムの配信について

当園では職員や子ども達の日々の様子を見て頂けるよう、ホームページ、YouTube、法人のインスタグラムアカウントを作成致しました。園児以外の方も御覧頂けるページとなっています。

③ 災害時の避難場所での個人情報掲示について

災害時に避難場所で骨折などの怪我をした際や、アレルギー児のアレルゲンや生年月日、名前などをゼッケンに記入して、避難場所で迅速で確実な対応をしていきたいと考えています。避難場所では、混乱も予測され、アレルギー児や怪我、喘息のある園児への対応が確実にできるように色別のゼッケンを使用して、一目でわかるように対応していきます。具体的な表示は下記の通りですが、災害時に周知が必要になるその他の場合にもゼッケンを使用していきます。

- アレルギー児 アレルゲン・生年月日・名前・緊急時の薬品名
- 喘息の既往ある 喘息・生年月日・名前
- 大きな怪我をした場合 怪我の部位（病名）・生年月日・名前

④ 保育所児童保育要録の小学校への情報開示について

5歳児クラス児童全員に対し、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき、就学先の小学校へ保育所児童保育要録の提出を義務付けられています。保育要録は、厚生労働省から示された「記載する事項」に基づいて様式を定め、保育園長の責任の下、担当の保育士が記入します。記載された内容を開示してほしい場合は園長までお問い合わせ下さい。

⑤ 写真・動画の取扱い、園からの配信について

園内での写真撮影、動画撮影は原則禁止です（普段の様子、作品等含む）

園行事等でお子さまの様子を写真や動画に撮られる方も多くいらっしゃいます。他児が写っている可能性がありますので取り扱いには十分にお気を付け頂き、インターネットやSNSへの投稿はおやめ下さい。また園からのお便りや行事新聞も同様の扱いをお願い致します。

「個人情報保護方針」に基づき、名前や写真・誕生日などの個人情報の掲示、ホームページによる写真の掲載、避難場所での名前、生年月日、アレルゲン、怪我の状態・保育所児童保育要録、写真・動画・お便り配信などの個人情報の掲載に関しては保護者の方の同意が必要となりました。

【保育園における児童虐待等の報告義務について】

育児で悩んでいること、困っていること、ちょっと手をあげてしまって・・・など、家庭での育児で悩んでいることはありませんか？もし1人で悩んでいる方がいらしたら、ぜひご相談下さい。

答えを出すことはできないかもしれませんが、子どもへの魔法の声かけ、色々な方法や選択肢など、私たち保育士の知識や経験をお話できると思います。

また、下記の法律で定められている通り、保育園の義務として、育児放棄や説明のつかない傷等が見受けられた場合や疑わしい場合でも報告の義務があります。その場合、児童相談所職員、市の職員がご相談に伺うことがありますので、ご協力をお願い致します。

保育園には、児童虐待等の報告義務がありますが、相談を受けたからすぐ報告というわけではなく、子ども達の為に、より良い環境を作り、子育てのお手伝いもできればと考えております。

また、当園では子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、園長を中心として、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる物とします。

【人権尊重・プライバシー保護について】

●人権尊重

○児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。

○子どもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

●プライバシーの保護

○子どもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

【保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項】

運営規定による

【保育内容に関する相談・要望・苦情】

当園では相談、要望、苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

